

◇経営全般に関する支援◇

鹿児島市 中小企業融資制度

【鹿児島市産業支援課】 山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① TEL216-1324

◇鹿児島市主な申込要件

※取扱金融機関の取引停止処分や保証協会の保証付融資に延滞・求償権のある方は利用できません。

- (1) 市内に住所(法人の場合:商業登記簿上での本店)があること
- (2) 市内に事業所(事業の拠点となる本店、支店、事務所)があること
- (3) 市内で同一事業を継続して6月以上(資金によっては1年以上)営んでいること
※創業支援資金はこれまで事業を営んでいない方や事業実績が1年未満の方が対象
※街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。
※許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がされていること
- (4) 納期の到来している市税を完納していること(申込人・連帯保証人)
- (5) 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- (6) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

◇融資の申込先は、下記の取扱金融機関です。

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、
鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、
宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

■主な資金

【運:運転資金 設:設備資金】

資金名/対象者	融資限度額	融資利率	補助後の信用保証料率
産業振興資金	運・設 3,000万円	年1.95%~2.55%	年0.23%~1.30% (年0.15%~1.10%) ※1,※3
事業振興等に資金が必要な方			
特別小口資金	運・設 2,000万円 (小規模企業 支援資金は既 存の保証残高 との合計で2, 000万円の範 囲内)		年0.26% (年0.24%)※2,※3
次の①~③の全てに該当する方			
①同一事業を1年以上経営している小規模企業者 (表紙記載)			
②市県民税の所得割が課されている方			
③申込時、保証協会の保証残高のない方			
小規模企業支援資金			年0.20%~0.88% ※3
表紙記載の小規模企業者			
新事業展開支援資金	① 運・設 1,200万円 ②③④ 運・設 3,000万円		①② 年0.15%~0.64% (年0.12%~0.48%) ※4 ③ 年0.15%~0.64% ④ 年0.09%~0.38%
同一事業を1年以上営み、次の①~④のいずれかに該当する方			
①事業転換や多角化を行う方			
②市内において新規雇用を伴う現事業の事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方(移転や増設を除く)			
③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものを除く)			
④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者 (入賞年度を含め5年度以内の方が対象)			
街なかリノベーション推進資金	運・設 1,000万円	年1.85%~2.45%	
市内の空き店舗等を活用して事業を行う本市主催の街なかリノベーション実践セミナー修了者(セミナー修了年度を含め5年度以内の方・事業実績がない方も対象)			
環境配慮促進資金	運・設 3,000万円		年0.09%~0.38%
次の①~④のいずれかに該当する方			
①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方			
②ISO14001の認証取得に資金が必要な方			
③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方			
④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方			
ICT活用促進資金			
同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図るため、ICTの活用促進のための資金が必要な方			

※1 設備資金として利用する場合、運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用

※2 NPO法人が利用する場合に適用。保証料率は0.60%

※3 かごしまSDGs推進パートナーの登録を受けている場合、さらに0.10%の割引があります。(登録証の写しが必要)

※4 本市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、ソーホーかごしまのインキュベーションマネージャーによる個別支援、街なかリノベーション実践セミナー等)の修了者が利用する場合に適用(市が発行する証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内)。)